



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

No.269

2021  
Jan.

1

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：  
 関西障害者定期刊行物協会  
 編集人：奈良県自閉症協会  
 支部長&事務局：河村由二  
 〒639-1005  
 大和郡山市矢田山町 84-10  
 購読料1部 100円  
 会員は会費に含まれています。

## 明けまして おめでとうございます

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会へのご支援ご協力に感謝します。今回の絆は2020年12月と2021年1月の合併号としてお届けします。これは、年末のあわただしさの中で、発送作業が人的、時間的にも困難を伴うため行った措置です。さて、昨年来、悩まされている新型コロナウイルス感染は、治まるどころか拡大の一途をたどり、我々の身近にせまってきました。ご承知のように、奈良県では現在、障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークスや、障害者福祉サービス事業所たけのこ園などで集団感染が発生しています。皆様に

おかれましては、今こそ、より一層の感染予防の対策に注意していただきたい時期であると考えます。この先どうなるかは、今現在の対策の是非にかかっていることを痛感しています。わたしは、自宅待機が奨励されていた今年の元旦は、外出を極力控え、家で常に過ごしました。時間の余裕があったため、SNS、とくに、YouTubeやTwitterやFacebookなどを通じて、世界の情勢を知るための情報収集に努めました。日本のみならず、世界は激動と変化の真っ最中であり、アメリカの大統領選挙のことや、コロナ対策関係の情報についても、日本の既存のマスコミの情報では世界的に見れば非常に偏っており、発信不足や、いかに真実で正確な現実の情報を伝えていないかが実感できました。これでは、コロナ

対策をどうするかについても、情報弱者は被害を被る確率が高いと思いました。みなさまも、是非、正確に必要な情報収集をお試してください。さて、今年度はコロナの関係で奈良県自閉症協会は、十分な活動が行えませんでした。毎月の定例役員会もZoomで実施し、自閉症関係の各種研修も多くがZoom等で行われました。この状態がいつまで続くかは予想がつきませんが、現在、総会の持ち方をはじめ、今年の世界自閉症啓発デーの奈良県自閉症協会の取り組みをどうするか等の事業実施課題が多くあります。今こそ、皆様のお知恵を結集していただき、この難局を乗り越えるため、更なるご支援ご協力をお願いします。(河村)

## 2021/1/5 世界自閉症啓発デー2021 作品展募集要項

世界自閉症啓発デー2021日本実行委員会 日本自閉症協会 事務局

### 1 世界自閉症啓発デー2021作品展募集について

世界自閉症啓発デー日本実行委員会では、毎年4月の世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間に、

国民の皆様正しい理解を深めていただくために、自閉症や発達障害の方の作成した絵画等の作品展を公式ウェブサイトに掲載しております。

については、2021年4月に向けた作品の募集を行うこととしましたので、ご協力をお願いします。

### 2 募集概要

(1) 応募作品は、自閉症をはじめとする発達障害の方の作品として下

さい。  
(2) 応募作品の提出期限は2021年1月31日(日)、送付先等は、下記の通りです。

送付先：〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F  
一般社団法人日本自閉症協会 事務局宛

お問い合わせ：  
tel 03-3545-3380  
mail:asj@autism.or.jp

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

(3) 作品は、絵画、版画、切り絵、陶芸、工作等、形式は問いませんが、実物ではなく写真データをCD-R等に保存して送付、または、詳細を添付したメールでWeb上のアップローダーを指定していただくかでお願います。送付の際は、作品タイトルと作者名を添付して下さい。  
\*カメラの画素数は今回はホームページ絵の掲載なので指定いたしません。

\*平面作品はゆがまないように、立体作品は特徴がよくわかるように撮影してください。

\*保存のファイル形式は JPEG (推奨)、BMP、PNG 等として下さい。PDF は不可とします。

(4) 応募された作品データの著作権は主催者側に帰属し、公式サイトへの掲載などに使用します。また、「世界自閉症啓発デー2021」等

の文字挿入等の補作等、ポスターやリーフレットへの転載をする場合があります。

\*ウェブページの色調は、実物と異なる場合があります。

(5) 応募作品が自閉症や発達障害の啓発という趣旨に沿わない場合は、実行委員会において判断し、展示や掲載をしない場合があります。

(6) 応募作品データは返却しません。



文部科学省より「交流及び共同学習オンラインフォーラム」を文部科学省HPにて公開したとの情報提供がありました。各地方公共団体に蓄積された事例の中で、ICTの活用や外部機関との連携等、それぞれ20分程度の動画としてまとめたものが公開されているとのことです。詳細は文科省のHPでご覧ください。奈良県からも応募してほしかったです。残念です(河村)

交流及び共同学習  
オンラインフォーラム

はじめに  
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社

会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

本フォーラムでは、各地方公共団体に蓄積されている交流及び共同学習の優良事例の中で、ICTの活用や外部機関との連携等、交流及び共同学習の継続的な実施の参考となりうる取組について、各20分程度の動画としてまとめ、公開するものです。本フォーラムをご覧いただき、交流及び共同学習のより一層の充実のためにご活用ください。

なお、本フォーラムについては追って字幕版を公開する予定です。

取組例

静岡県

静岡県では、令和元年度から特別支援学校に通う児童生徒の居住地の小・中学校等に副次的な籍「交流籍」を置き、全県下で「交流籍」を活用

した交流及び共同学習を本格的に開始しました。交流及び共同学習の充実においては、単発で取り組む交流活動の実施ではなく、市町教育委員会や各学校の管理職、学級担任、児童生徒、保護者に理念や意義の周知を重ね、それらを意識した取組へと高めていくことが重要となります。そのような交流及び共同学習への機運の高まりが期待される初年度に、本事業のモデル地域である沼津市において、体験型ワークショップ「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」を実施することで、地域における共生・共育のさらなる推進につながることを願い、取組を進めました。【YouTube動画】交流及び共同学習オンラインフォーラム取組実践例～静岡県教育委員会～  
福井県  
福井県では、県教育振興基本計画に「共生社会の実現に向けたインク

ループ教育の充実」を掲げ、ともに学び、ともに育つ学校・地域をめざして、交流及び共同学習を推進しています。平成27年度から令和元年度までの5年間で、県内全ての公立小・中学校と特別支援学校が交流及び共同学習を実施してきました。今回は、学校間交流の取組の中から、事前学習や当日の活動、さらに評価等に至るまでの実施の流れや、テレビ会議システム等のICT機器を活用した活動について説明させていただきます。【YouTube動画】交流及び共同学習オンラインフォーラム取組実践例～福井県教育庁～  
仙台市

仙台市では、特別支援教育推進のための方向性を示す「仙台市特別支援教育推進プラン2018」をもとに「大切なひとり共に生きるみんな」を目標とし、児童生徒一人一人を大切にした教育の更なる充実と、共生

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>社会の形成を目標にした施策をすすめています。心のバリアフリー推進事業では、「障害者スポーツや障害者の文化・芸術活動を通じた交流及び共同学習を実践することにより、交流及び共同学習の充実を図ること」「障害のある当事者を学校に招請したり、障害体験プログラムを受講したりして障害理解や差別解消に関する教育を実践すること」により、障害への理解促進を図っています。事業を進める上で、関係機関との連携を図り、各学校と関係機関をコーディネートしています。【YouTube動画】交流及び共同学習オンラインフォーラム取組実践例～仙台市教育委員会～<br/>長野県上伊那郡南箕輪村<br/>南箕輪村では、障害のあるなしにかかわらず、地域の子は地域で育てるということを基本に、副次的な籍を整え、交流及び共同学習の充実を</p> | <p>図っています。<br/>副次的な籍が積極的に活用され、個の教育的ニーズに応じた交流及び共同学習が展開できることを願い、副次的な籍の村民への周知や本人・保護者・学校職員等による活用についての意見交換会、交流及び共同学習の場への移動手段の確保等を行っています。<br/>今後も、多様性を認め合う共生社会が実現できるよう、交流及び共同学習の更なる充実に向け取り組んで参ります。【YouTube動画】交流及び共同学習オンラインフォーラム取組実践例～南箕輪村教育委員会～<br/>国土交通省<br/>国土交通省では、バリアフリー法第4条第2項の活動の一環として、小中学生などの児童生徒だけでなく幅広い層の国民に対し、高齢者、障害者等の置かれた状況を模擬体験する等の啓発活動及び教育活動を通じ、</p>                      | <p>バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、「バリアフリー教室」を実施しているところです。地域でバリアフリーを内容とした学習の取組みを実践する方々に参考にして頂くことを期待して、取組事例等を紹介させていただきます。<br/>【YouTube動画】交流及び共同学習オンラインフォーラム取組実践例～国土交通省～<br/>取組例の全体版<br/>【YouTube動画】交流及び共同学習オンラインフォーラム再生リスト<br/>お問合せ先<br/>初等中等教育局特別支援教育課</p> |
| <p>加盟団体各位<br/>岡山県自閉症協会の石原です。<br/>本年もよろしく願いいたします。<br/>新型コロナウイルスの感染防止の為に日常生活において様々な制約が続いておりますが、皆さまにはいかがお過ごしでしょうか。<br/>さて、本会では令和2年度事業として岡山県より「発達障害者支援県民理解促進事業」の委託を受けました。当事業は、発達障害のある方のトータルライフ支援プロジェクトとして実施されるものです。<br/>発達障害のある人たちに接する機会が少ない若者や発達障害への不安を抱きながら子育てに取り組んでいる若い親など、比較的若い世代の一般県民に発達障害に関心を持ち、正しく理解してもらうきっかけ作りを目指しています。<br/>これを受けて本会では「アスのワ</p>                | <p>ニプロジェクト」と称した一般参加型の啓発活動を展開したいと準備を進めています。<br/>「アス」は未来を表す「明日」という言葉、同じ時代に生きる私たち「us」という言葉、「ワニ」は協力・共存を表す「輪に」「和に」という言葉、になぞらえています。<br/>このプロジェクトでは、当プロジェクトのモチーフとなるワニのイラストを広く一般から募集します。<br/>そして、集まったイラストを紡ぎ、啓発用動画を制作し、公式YouTubeチャンネル上で3月中旬を目途に公開したいと考えています。<br/>つきましては、添付の作品募集チラシをご確認いただき、応募くださいますようお願いいたします。<br/>応募多数の場合は、すべての作品を啓発動画に採用できない場合がありますが、応募いただいた作品はすべてInstagramにて紹介させてい</p> | <p>ただく予定です。1月31日（日）の募集締切りまで時間がない中ではありますが、是非多くの皆さんに応募いただき、素敵な動画に仕上げられたらと考えています。<br/>どうぞご支援ご協力をよろしくお願いいたします。<br/>情報の拡散もあわせお願いいたします。<br/>なお、これとは別にパソコン上でペイントソフトを使って描けるテンプレートもあります。<br/>必要でしたら本会事務局あてにお問い合わせください。<br/>NPO 法人岡山県自閉症協会<br/>理事長 石原秀郎</p>                        |

令和2年12月17日  
奈良県障害福祉課

奈良県のコロナ関連情報を提供します。

○ 発熱等の症状のある場合の相談や受診の流れについて

[http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02\\_相談や受診の流れ0515.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02_相談や受診の流れ0515.pdf)

1. 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談してください。
2. 身近な医療機関がない方、又は聴覚に障害のある方などお電話でのご相談が難しい方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話又はFAXで相談してください。
3. 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。
4. 検査の結果、感染が判明した場合には入院または宿泊療養となります。

○ 「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」は下記連絡先です。

（電話番号）0742-27-1132（FAX番号）0742-27-8565 24時間対応（平日・土日祝）

新型コロナ・発熱患者受診相談窓口の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/55410.htm#003>

聴覚に障害のある方など、お電話でのご相談が難しい方は下記ホームページの様式を用いて、FAXにてご相談ください。

<http://www.pref.nara.jp/secure/228370/0714coronafaxsoudan.pdf>

○ 「発熱外来認定医療機関」について

奈良県では、発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来（新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機関）と同様の機能を有する医療機関」として県が認定することで、一般の医療機関が独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる制度として、県独自の「発熱外来認定医療機関」という制度を設けています。発熱外来認定医療機関は県内に266カ所あり、うち15カ所が公表されています。発熱外来認定医療機関は下記ホームページをご覧ください。

奈良県の発熱外来認定医療機関数について（市町村別）↓

<http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R21209itiran.pdf>

発熱外来認定医療機関名簿（県が公表することを希望した医療機関のみ）について↓

<http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R21210nintei.pdf>

○ 県の広報誌「県民だより奈良」（2020年12月号）

最新のコロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

・特集2 予防が大事！この冬の感染症対策

HTML <http://www.pref.nara.jp/57045.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/238918/kenmin03.pdf>

音声 <http://www.pref.nara.jp/secure/238918/3toku2.mp3>

・人権コーナー 障害のある人への配慮について

HTML <http://www.pref.nara.jp/57059.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/238918/kenmin16.pdf>

音声 <http://www.pref.nara.jp/secure/238918/23jinken.mp3>



- 11月25日「第15回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催

HTML <http://www.pref.nara.jp/57041.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=Azg3Mq8ZbBg>

#### 対策本部会議資料

奈良県における新型コロナウイルス感染症の最近の感染動向を踏まえた県民のみなさまへのお願いについて

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/234779/20201125naracoronahonbu.pdf>

- 知事記者会見

- ・ 12月3日

概要（PDF） <http://www.pref.nara.jp/secure/234780/1203gaiyou.pdf>

資料（PDF） <http://www.pref.nara.jp/secure/82120/2020-12-03%20shiryuu.pdf>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=WYXs9fdpJfc>

令和3年1月4日  
奈良県障害福祉課

奈良県のコロナ関連情報を提供します。

#### 最新情報

- 県の広報誌「県民だより奈良」（2021年1月号）

コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

- ・ 「新型コロナに向き合う社会福祉施設職員のためのお悩み相談窓口」を開設！

HTML <http://www.pref.nara.jp/57328.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/240456/kenmin12%201.pdf>

音声 <http://www.pref.nara.jp/secure/240456/13spot1.mp3>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する人権の配慮について

HTML <http://www.pref.nara.jp/57328.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/240456/kenmin12%202.pdf>

音声 <http://www.pref.nara.jp/secure/240456/14spot2.mp3>

- 知事記者会見

- ・ 12月10日

新型コロナウイルス感染症にかかる入院・宿泊療養について

資料（PDF） [http://www.pref.nara.jp/secure/239873/2020.12.10\\_01shiryuu.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/239873/2020.12.10_01shiryuu.pdf)

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=VcVKViwWQsS>

- 「発熱外来認定医療機関」について

奈良県では、発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来（新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機関）と同様の機能を有する医療機関」として県が認定することで、一般の医療機関が独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる制度として、県独自の「発熱外来認定医療機関」という制度を設けています。発熱外来認定医療機関は県内に282カ所あり、うち16カ所が公表されています。発熱外来認定医療機関は下記ホームページをご覧ください。



奈良県の発熱外来認定医療機関数について（市町村別）↓

<http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R21224itiran.pdf>

発熱外来認定医療機関名簿（県が公表することを希望した医療機関のみ）について↓

<http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R21225-2nintei.pdf>

以下は前回の情報提供時から変更ありません。

○12月22日「第16回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催

HTML <http://www.pref.nara.jp/57300.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=cogtCvlsIRE>

対策本部会議資料

年末年始を安心して過ごしていただくための対策について

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/240409/naracoron16honbu.pdf>

○発熱等の症状のある場合の相談や受診の流れについて

[http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02\\_相談や受診の流れ0515.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02_相談や受診の流れ0515.pdf)

1. 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談してください。
2. 身近な医療機関がない方、又は聴覚に障害のある方などお電話でのご相談が難しい方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話又はFAXで相談してください。
3. 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。
4. 検査の結果、感染が判明した場合には入院または宿泊療養となります。

○「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」は下記連絡先です。

（電話番号）0742-27-1132（FAX番号）0742-27-8565 24時間対応（平日・土日祝）

新型コロナ・発熱患者受診相談窓口の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/55410.htm#003>

聴覚に障害のある方など、お電話でのご相談が難しい方は下記ホームページの様式を用いて、FAXにてご相談ください。

<http://www.pref.nara.jp/secure/228370/0714coronafaxsoudan.pdf>



西和養護学校の皆様 ☒ いつもありがとうございます

奈良県立西和養護学校・高等部の皆様に、当会のきずな発行作業にご協力いただくようになって、8年になります。参観させていただいた折には、先生方のきめ細かく、また工夫あるご指導、完成度の高い達成感に満ちた授業風景に、とても感激いたしました。これまで何人の生徒さんたちの手で、何通のきずなを発送させていただいたでしょう！

誰もが想像を超えた新型コロナウイルスへの対応の中、本年度もきずな作業に取り組んでいただいております。今回、お忙しい中、作業にとりくんでくださる様子を、ご担当の先生にお伺いいたしました。

Q1. 本年度は校内行事の延期や変更や中止等でご苦労が絶えないと思いますが、特に大変だったことは？

A1. 「学校休業や行事中止等で一番困ったのは生徒や保護者の皆様だと思います。

学校では、そんな中、修学旅行、宿泊学習は何とか実施できましたが、日程調整、行き先変更等、短時間で検討していくこともあり、特に担当された教員は忙しかったと思われそうです。」

Q2. 児童生徒の皆さんへの感染予防のご指導はどのようになさっておられるのでしょうか？

A2. 「消毒石けんでの手洗い、マスクの着用、静かな給食、人との距離等、学校の日常生活の中で、できることをその場、その場で知らせるようにしています。」

Q3. いつも完成度の高い作業に感謝しております。特に気を付けておられる点がありましたら、お教えてください。

A3. 「(封筒閉じ口を) 切る・(ページ順に) 重ねる・(数枚重ねてずれないように) 折る・封入する・(セロテープで) 貼る・(通し番号順に10枚ずつ) 束ねると、それぞれの手順に先生方に工夫いただいております。

昨年度から1年生と2年生の学習になったので、特に1年生には、丁寧に説明して、確実な作業ができる力を身につけて欲しいと考えています。また、2年生では、ページ数や印刷のミスがないか等、丁寧さの中に確認する態度も身につけて欲しいと願い、取り組んでいます。」

Q4. 今年度のきずなの作業をされる生徒さんのご様子はいかがでしょう？

A4. 「学習グループの生徒数が減じたことにより、作業量も減らして取り組んでいますが、「今日の達成目標（ノルマ）」を意識して、みんな集中して、また分担して作業に取り組んでくれています。

失敗しないように真剣に取り組んでいるのは、「本物」の作業を依頼されているからだと思っています。」

☆☆

西和養護学校の生徒の皆様、いつもありがとうございます。また先生方には、長年にわたってご協力いただき、心より感謝いたしております！これからも、皆様とつながる「きずな」を、どうぞよろしくお願い申し上げます。



2020年10月30日  
**精神障害と事件報道に関する  
 メディアへの提案**

公益社団法人  
 日本精神保健福祉士協会

大きな事件が起きると、容疑者について、精神科の入通院歴、診断名、福祉制度の利用などが報道されることがあります。これは深刻な影響をもたらしています。

大阪教育大付属池田小学校事件（2001年6月）、相模原障害者施設殺傷事件（2016年7月）は現在も重大な影響を及ぼしています。昨年（2019年）は川崎市登戸の通り魔事件（5月）、大阪府吹田市の警官襲撃拳銃強奪事件（6月）、京都アニメーション放火殺人事件（7月）がありました。

本協会は、精神障害者の人権を守るとともに、すべての人が共によりよ

い生活をできる社会をめざして活動しています。その立場から、事件報道に関する提案をまとめました。望ましい報道のあり方を共に探るため、メディアの仕事に携わる方々に意見交換を呼びかけます。

【1】報道がもたらす否定的な影響を認識してください。

容疑者の精神的な病気や障害に言及する事件報道は、精神障害をもつ当事者や家族に直接の影響を及ぼします。過去の大きな事件では、報道を見聞きした結果、「自分も事件を起こすのだろうか」「世間から白い目で見られるかも」といった不安が高まり、病状が悪化した、外出できなくなった、自ら命を絶ってしまった、といったケースが報告されています。

また、そうした事件報道は、精神障害者を危険視するマイナスイメージ

をもたらし、社会に存在する偏見や差別を広げます。その事件とは全く関係のない数多くの当事者、家族が、とぼちちりで不利益を受けます。勤務先を解雇される、地域に居づらくなる、福祉の就労事業所や入所施設などが運営しにくくなる、住まいや仕事を見つけにくくなる、といった事態にもつながります。

さらに、偏見の拡大は、必要な精神科医療の受診を妨げます。障害年金、生活保護、障害者手当などの社会保障制度や障害福祉サービスを容疑者が利用していたと報道されると、当事者や家族は、それらの利用を避けがちになります。よけいに生活しづらくなり、病状が悪化するおそれがあります。

ひきこもりも同様です。否定的なイメージが広がると、よけいに抜け出すのが困難になります。

また、薬物やアルコール、ギャンブ

ルなどの依存症に対して、自己責任論に立った過剰なバッシングが見受けられます。それは偏見と社会的排除を強め、かえって治療や回復を妨げてしまいます。

【2】入通院歴、病名、服薬歴、社会保障・福祉の利用などは、犯行との関係が明確になっていない段階では、伝えるのを控えてください。それらを伝えることは、否定的な影響を及ぼすだけでなく、はたして「真実」の報道になるのかという問題があります。

たとえば、容疑者が過去、精神科に入通院したことがあり、何らかの診断名を付けられたことがあったとしても、その内容が真実とは限りません。精神科は医師によって診断が食い違うことは珍しくありません。本格的な精神鑑定でも結論はしばしば異なります。池田小事件の裁判では、医

師が保険請求のための病名を付けたことや、本人が病気を装っていたことが明らかになりました。

事件報道でメディアは、犯行に関係があるかもしれないことを取材で知ると、とりあえず「事実」として伝えることが多いのですが、その時点では、本当に因果関係があるかどうかはわかりません。

後になって診断が不適切だった、あるいは犯行とは関係がなかったとわかれば、結果的に誤報になってしまいます。結果的に間違ったことや関係のないことを伝えて、否定的な影響を及ぼしたことになるのです。ところが、後から別の情報を伝えても、いったん社会に広がったイメージはなかなか変わりません。初期報道の影響、とりわけ見出しの影響は圧倒的に大きいのです。そのことを考えて、犯行との関係がほぼ明確になるまでは、あえて伝えないという選択

をしていただけないでしょうか。精神科の入通院歴や病名については、すでに報道各社の社内指針で、慎重な扱いを定めていることが多いようです。また裁判員裁判の導入後、事件の性質や容疑者の人物像について、予断を与える報道をしないことが求められています。

【3】社会的な背景や課題を掘り下げてください。

かりに精神障害が犯行につながっていた場合でも、病気・障害のせいで片付けないでください。個人が何らかの行動に至る背景には、生まれ育った環境、他の障害、家族との関係、貧困、孤立、地域の状況なども関係します。医療のあり方、社会保障や福祉に関する情報不足、行政の対応の不備、社会の風潮といった様々な要因もあります。そういった背景要因は刑事事件の捜査や裁判で



は、焦点を当てられることが少なく、それらを指摘する報道がもっとあって欲しいと考えます。多角的に取材して掘り下げ、とりわけ社会的な問題のありかや教訓を明らかにしてください。

【4】 偏見・差別を減らす努力をしてください。

精神障害のほとんどは、治療や生活環境の調整によって治癒、回復、症状コントロールが可能です。病院ではなく地域生活を営んでいる人、障害を持ちながら働いている人は大勢います。

精神障害者が刑事事件を起こす率は、一般の人に比べて低いものです。また、大多数の精神障害者は、事件と関係がありません。何らかの категорияに属する人たちを危険な存在とみなすこと、そういう印象を与えることは、偏見・差別にあたりま

す（例えば外国人や特定の宗教の場合も同様）。

以上の点について報道の際、意識的にコメントを付け加えてください。精神障害者は危ない、閉じ込めろ、隔離せよ、といった社会的雰囲気をつくらないよう、注意してください。出演者や識者のコメント、近所の人への取材、街の声を拾ったときなどに、そういう発言があった場合でも、それらは削除して、伝えなくてください。問題のある発言をそのまま伝えたら、報道機関が偏見・差別に加担することになります。

精神科医療では長年、病院への隔離収容政策が行われ、その結果、一般市民と精神障害者の接点が少なくなっています。知らない存在、よくわからない存在について人間は、こわいと感じます。そういう反応を減らすため、地域社会で暮らしている当事者の姿と声、そして彼らの意見

をぜひ伝えてください。昔と違って、出演できる当事者は全国各地にいます。実名・顔出しできる人も少なくありません。

【5】 コメントーターの選び方を考え直してください。

刑事事件とメンタルヘルスは、たいへんデリケートなうえ、影響の大きな問題です。専門知識を持たないコメントーターに不用意に語らせないでください。

また、医師や脳科学者の中には、容疑者に接したことがないのに、報道された情報だけで診断名をつける人がいます。これは科学的にも倫理的にも、適切な行動ではありません。一方、刑事事件やメンタルヘルスに関しては、精神医学だけでなく、医療制度、生活、福祉、社会状況などの観点も重要です。コメントする専門家が必要なときは、視野を広げて

探してください。精神保健福祉士をはじめとするソーシャルワーカー専門職団体も存在します。

【6】 薬物再使用につながる刺激や自殺の誘発を避ける工夫をしてください。

たとえば、覚醒剤を使った経験のある人の場合、白い粉、ペットボトルの水、注射器などの映像や写真を見ると、再使用の欲求が高まります。薬物、アルコール、ギャンブルなどでも、似た問題があります。

また、著名人などの自殺で、具体的な自殺の手段が報道されると、自殺を誘発することがあります。

◆意見交換の場を持ちませんか？

私たちからの意見表明だけで、望ましい報道が実現するわけではありません。メディア側の考え方や現場の実情を知り、よりよい報道のあり方

を共同で探っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、すぐに実現するのは困難かもしれませんが、時期を見てメディア関係者との意見交換会を各地で持たたいと考えています。

新聞、テレビ、ラジオ、通信社の方々や業界団体の方々はもちろん、このテーマに関心を持つ雑誌、出版、ネット、フリーランス、広告などの方々、放送では報道局だけでなく情報番組・教育番組・娯楽番組の制作に関係する方々とも意見交換をしたいところです。

さらに、精神保健医療福祉に関係する様々な団体（当事者団体を含む）からも参加していただき、それを踏まえて、正式の提言にすることを考えています。

東京だけでなく、地方ブロック単位、さらに必要に応じて県単位でも、意

見交換会を設定できるとよいでしょう。

なお、マスメディアは、社会の中で大きな役割と責任を担っています。今回は事件報道に伴う否定的影響を減らすことがテーマですが、それだけでなく、偏見・差別を積極的になくすための報道、医療・福祉に関する適切な知識普及、精神科医療の改革と社会保障・福祉の充実を促す報道にも期待しています。

以上

（注）令和元年版「犯罪白書」によると、2018年の刑法犯検挙者数は20万6,094人で、これを14歳以上の総人口で割ると0.163%。刑法犯検のうち精神障害者またはその疑いがあると警察が判断した者は2,695人で、これを2017年「患者調査」にもとづく精神障害者数（受診患者数）で割ると0.064%になる。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>【参考になる資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞研究 2006年9月号 特集「メンタルヘルスの報じ方」</li> <li>・新聞研究 2016年10月号 特集「障害者差別と報道」</li> <li>・新聞研究 2017年10月号 特集「障害者差別と報道再考」</li> <li>・リカバリー全国フォーラム2019資料集「分科会13 精神科報道ガイドラインを作ろう！」</li> <li>・厚生労働科学研究「普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究」研究班「精神保健福祉ガイドブック 当事者の積極的参加に向けたマスメディアによる支援のために」 2008年3月<br/><a href="http://www.zmhw.jp/pdf/report/2008guidebook.pdf">http://www.zmhw.jp/pdf/report/2008guidebook.pdf</a></li> <li>・依存症問題の正しい報道を求めるネットワーク「薬物報道ガイドライン」 2017年2月1日</li> </ul> | <p><a href="http://izon-hodo.net/">http://izon-hodo.net/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界保健機関 (WHO)「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」(2017年版、自殺総合対策推進センター訳)<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf</a></li> </ul> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>本資料は昨年(2019年)の大阪府吹田市の拳銃強奪事件、京都アニメーションの放火事件後に事件報道について本協会に寄せられた当事者や支援者の声の一部(抜粋・要約)です。提案書と合わせてご一読いただけると幸いです。</p> <p>○現在精神疾患を患っていてうつ病の薬を服用しています。日常生活では自分はストレスに弱くすぐ心身に負担がかかり疲れやすい気質で、仕事の面接も通らず働きたいけど働け</p> | <p>ない状態が続いています。今回のような事件があり精神障害者を今の社会で受け入れてくれるのかという懸念が強まって来ましたが、自分はうつ病でも物事に関しては考えることが出来ますし判断の識別も完璧ではないですができると思っています。マスコミ等の報道で精神病があるからと本人から何も言葉が出てきていないのに憶測で物事を判断や関連付けをしないで欲しいと思います。(当事者)</p> <p>○担当している方の内科受診同行時、外来受付で渡された問診票に「治療中の病気」「服薬中の薬」の欄があり、本人がしばらく鉛筆を止めた後「なし」にチェックした。(支援者)</p> <p>○70代・80代の親御さんから、引きこもっている子供がいるが、「報道を見て、何かするんじゃないか」「事件を起こすんじゃないか」「自分たちでは、何かあったときに責任が</p> |
| <p>取れない」「何かしたときに、自分たちが責任を問われるんじゃないか」「なかなか病院に行ってくれないが、それは家族が責められることになるのか」といった、新規の相談が事件報道以降、急増した。(支援者)</p> <p>○報道を見て、当事者だけでなく、家族も「次はうちかもしれない」という不安と、それによって本人に余計に声をかけられなくなった、本人が怖いというイメージも助長されていると感じる。(支援者)</p> <p>○今までも家族の病気や障害のことを隠してきた方々が、さらに周囲との距離が出来てしまっていると感じる。(支援者)</p> <p>○今までは、何とか本人が前向きになって出てきてくれたら、仕事を始めてくれたらと期待して待っていた家族が「何も起こさないでいてくれれば」「外に出て問題を起こすくらいなら、今のまま何もせずに終わっ</p>  | <p>て欲しい」「(何か事件を起こす前に)もう殺した方がいいのかもしれない」という発言が聞かれる方もいた。(支援者)</p> <p>○当事者よりご家族が気を遣っているように感じるとの話があった。普段なら両親は「今日は作業所へ行かないのか？」と聞くのに事件後は、「朝ごはん食べたか？」など当たり障りのないことを聞くようになった。(支援者)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>  |    |



## 令和3年 川西町LD研究会 1月のお知らせ

令和3年、今年の干支は丑。今年には、先を急がず目前のことを着実に進めることが将来の成功につながっていくといわれています。コロナ禍、基本は、マスク着用・換気・手洗い・密を避けず、忘れず実行して参りましょう。笑顔を交わすこと、このコロナ禍が集結し、マスクを取って 笑顔で挨拶できる日をさして、今月の例会は、下記の通りです。

日 時：1月16日(土)10:00~12:00  
場 所：川西文化会館1F 創作室

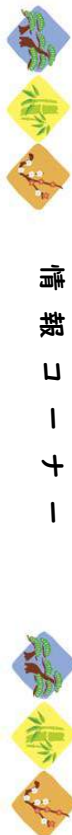
ご参加に際しましては、検温・マスク着用・手指の消毒等  
コロナ感染予防対策にご協力をお願いいたします。

次回予告 2月20日(土)の予定です。

### ZOOMオンラインによる講演会

日 時：令和3年3月7日(日) 13:30~受付13:00~  
講 師：笹 森 理 絵 さん 社会福祉士 睡眠健康指導士  
精 神 保 健 福 祉 士  
演 題：「当事者、母、支援者として  
一通り経験したから言えること」  
参加費：1000円 (当会会員は無料)

川西町LD研究会 事務局 松村  
TEL: 0745-43-0257 FAX: 0745-43-0119  
e-mail: kwns@iris.eonet.ne.jp  
http://www.eonet.ne.jp/~nara-kawanisi/



### 情報コーナー

★2021年1月 奈良県重症心身障害児者支援センター 開所のお知らせ  
(運営：社会福祉法人 東大寺福祉事業団)  
在宅の重症心身障害児、医療的ケア児等とその家族が身近な地域で安心して暮らせるように医療・福祉・保健その他の関係機関と連携調整し支援体制の充実を目指します。

- 事業内容  
(相談支援)  
重症心身障害児、医療的ケア児等に関わる主に医療・福祉関係者の専門的な相談に応じます。  
<人材育成>  
重症心身障害児、医療的ケア児等の支援に関わる人材育成に取り組みます。  
<関係機関の連携・調整>  
福祉サービス等の支援関係機関の連携会議を開催します。  
・短期人所利用に関する事業所間の調整を行います。  
・退院し、在宅に移行する際のサービス調整等の支援を行います。

コーディネーター2名(看護職・福祉職各1名)  
相談・受付時間：9:00~17:00 月~金(祝日、年末年始は除く)  
電 話：080-7042-9539  
メール：nara.jushin.c@gmail.com  
住 所：〒636-0393  
奈良県磯城郡田原本町多722番地  
奈良県障害者総合支援センター内  
(最寄り駅：近鉄橿原線笠縫駅から1.3km 徒歩約20分)



★奈良県発達障害者支援センター「パパーの会」発達障害(疑い含む)のある方のパパーの会が対象です。

日時：1月22日(金) 13:00~15:00  
2月26日(金) 13:00~15:00  
3月26日(金) 13:00~15:00  
場所：奈良県障害者リハビリセンター内

参加お申し込みは  
奈良県発達障害者支援センター「パパーの会」(担当：大西/長尾)  
Tel 0744-32-8786  
メール deardear@hozanji-wel.org



# 奈良県 重症心身障害児者支援センター

奈良県重症心身障害児者支援センターは、在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児等とそのご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように医療・福祉・保健その他の関係機関と連携・調整し支援体制の充実を目指します。本センターは、奈良県の委託事業として2021年1月に開所しました。

## 主な事業内容

### <相談支援>

重症心身障害児者、医療的ケア児等に関わる主に医療・福祉関係者の専門的な相談に応じます（ご家族からの相談にも応じ、適切な支援へつなげます）

### <人材育成>

重症心身障害児者、医療的ケア児等の支援に関わる人材の育成に取り組みます

### <関係機関の連絡・調整>

- ・福祉サービス等の支援関係機関の連絡会議を開催します
- ・短期入所利用に関する事業所間の調整を行います
- ・退院し、在宅に移行する際のサービス調整等の支援を行います

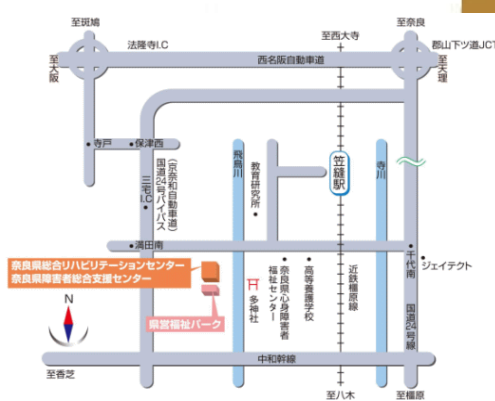
コーディネーター2名（看護職・福祉職 各1名）が相談に応じます

**電話** 080-7042-9539

**メール** nara.jushin.c@gmail.com

**相談・受付時間** 9:00~17:00  
月曜~金曜（祝日、年末年始は除く）  
※来所相談は要予約

**住所** 〒636-0393  
奈良県磯城郡田原本町多722番地  
奈良県障害者総合支援センター内



近鉄笠縫駅から1.3km（徒歩約20分）

奈良県

（運営：社会福祉法人 東大寺福祉事業団）

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円